

平成30年4月1日

機械設備工事及び電気工事等における最低制限価格算定に伴う費目分類について

愛知中部水道企業団が発注する機械設備工事及び電気工事等について、下記のとおり費目の分類を取扱うこととしますので、事業者の皆様におかれましては、この旨、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、最低制限価格の算定式については、変更はありません。

記

- 1 対象工事 機械設備工事及び電気工事等（平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うもの）
- 2 費目分類

項目	左記に含む費目
直接工事費	直接製作費 直接工事費
共通仮設費	共通仮設費
現場管理費	現場管理費 据付間接費 設計技術費
一般管理費	一般管理費等